

第1回 タンチョウも住めるまちづくり検討協議会

日時：平成28年9月6日（火） 15:00～17:00

場所：ロイトン札幌 20階 パールホール

議事次第

1. 開会

2. 議事

- (1) 設立趣旨および規約（案）について
- (2) 千歳川遊水地の事業概要について
- (3) 長沼町における取組経緯について
- (4) 国内外の先進事例について
- (5) 今後の進め方について
- (6) タンチョウも住めるまちづくりに向けた意見交換

3. 閉会

＜配布資料＞

議事次第

配席図

資料1：タンチョウも住めるまちづくり検討協議会（仮称）設立趣旨

資料2：タンチョウも住めるまちづくり検討協議会（仮称）規約（案）

資料3：千歳川遊水地の事業概要

資料4：長沼町における取組経緯

資料5：タンチョウも住めるまちづくりについて

資料6：タンチョウも住めるまちづくりに向けたロードマップ（案）

参考資料1：国際シンポジウム「地方創生に求められるもの」講演録

参考資料2：タンチョウとの共生に関する報告

（H28.1.25 長沼町タンチョウとの共生検討会議）

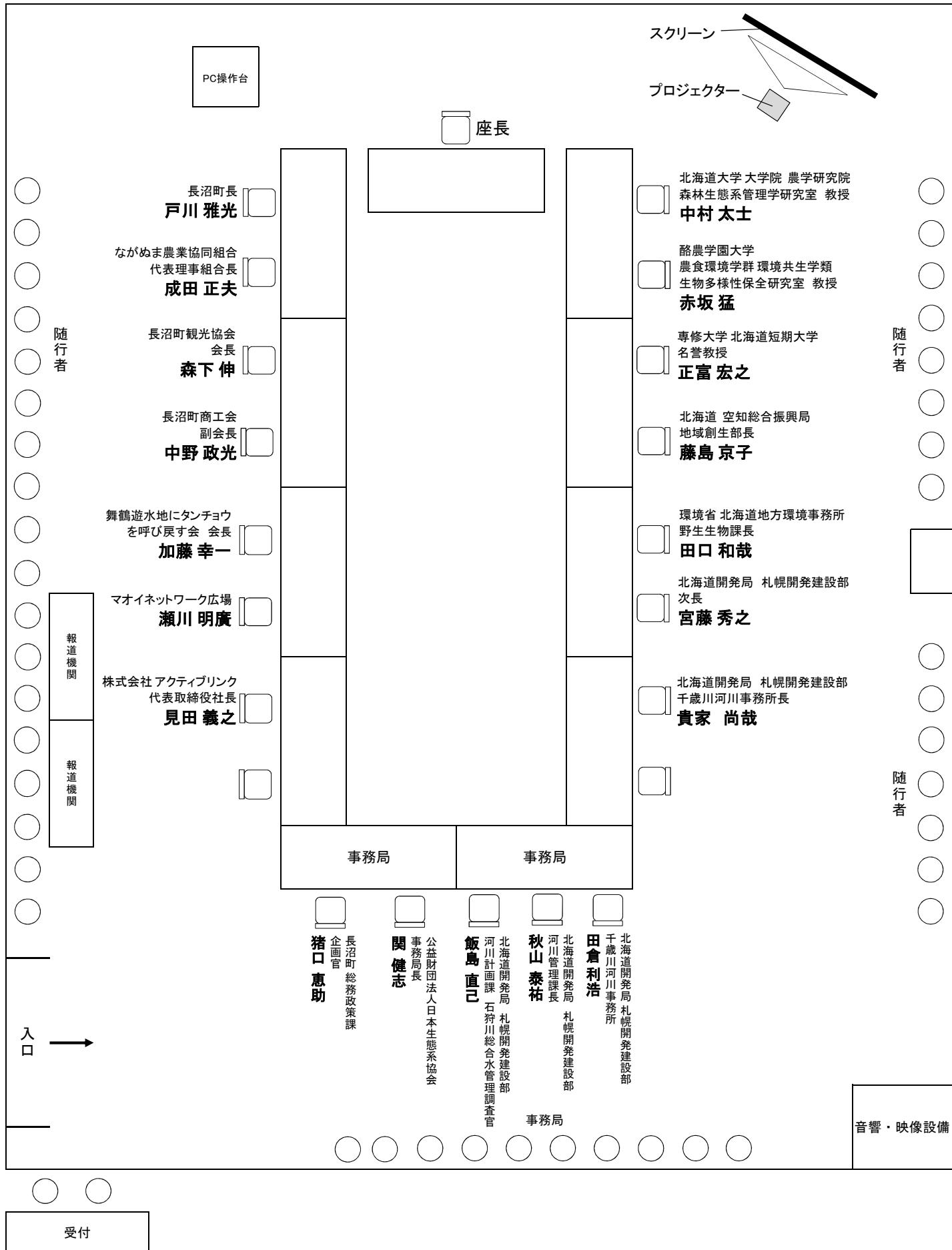
参考資料3：舞鶴遊水地周辺におけるタンチョウ飛来状況

第1回 タンチョウも住めるまちづくり検討協議会(仮称) 配席図

〔日時〕平成28年9月6日(火) 15:00~17:00

〔会場〕ロイトン札幌 20階 パールホール

※敬称略



タンチョウも住めるまちづくり検討協議会（仮称）設立趣旨

千歳川流域では、治水対策として遊水地群の整備が進められており、平成27年4月より舞鶴遊水地が供用した。舞鶴遊水地が位置する長沼町は、かつて大小多数の沼地や湿地があり、タンチョウやマナヅルなどの生息地であったが、その後の開拓などの影響により姿を消してしまっている。

現在、タンチョウは北海道東部を中心に生息しており、営巣環境が飽和状態にあることから、タンチョウの生息地分散計画が提唱されているところ、近年の舞鶴遊水地においてタンチョウの飛来が確認された（平成24年8月、平成28年3月・8月）。

上記の状況などを踏まえ、長沼町では、平成27年1月に「タンチョウとの共生検討会議」を設置し、かつてのようにタンチョウが飛来することによる影響及び共生の可能性について検討してきた。

引き続き、千歳川の新たなグリーンインフラである舞鶴遊水地を軸としたタンチョウも住めるまちづくりのあり方やその達成手法について検討するため、札幌開発建設部は、長沼町と連携し、地域の多様な主体が参画する「タンチョウも住めるまちづくり検討協議会（仮称）」を設立する。

タンチョウも住めるまちづくり検討協議会 規約（案）

（名称）

第1条 本会は、「タンチョウも住めるまちづくり検討協議会」（以下、「協議会」という。）と称する。

（目的）

第2条 協議会は、多様な主体の連携と協働による舞鶴遊水地を軸とした「タンチョウも住めるまちづくり」の取組みを通じて、にぎわいがあり、経済の好循環が実感できる地域の実現を目的とする。

（所掌事項）

第3条 協議会の協議事項は、以下のとおりとする。

- 一 舞鶴遊水地を軸としたタンチョウの生息環境構築に関するこ
- 二 タンチョウをシンボルとした農産業・観光施策の促進に関するこ
- 三 タンチョウを活かした環境教育・市民参加の促進に関するこ
- 四 その他、前条の目的を達成するために必要な事項

（組織構成）

第4条 協議会の委員は、別表一に掲げる者によって組織する。但し必要に応じ協議会の議決を経て委員を追加することができる。

- 2 協議会に座長1名を置く。座長は、委員の互選によって選任する。
- 3 座長は、協議会を代表し、協議会の円滑な運営と進行を総括する。

（会議の招集等）

第5条 協議会の会議は、座長が召集する。

- 2 協議会の議事は、座長が進行する。
- 3 座長は、必要に応じ、協議会に委員以外の関係者の出席を要請することができる。
- 4 座長は、必要に応じ、協議会の下に専門部会を設置することができる。

（会議の公開）

第6条 協議会の会議は、原則として公開とする。ただし、座長の判断により非公開とすることができる。

- 2 会議の議事要旨は、会議後、事務局が作成し、あらかじめ座長に確認の上、北海道開発局札幌開発建設部のホームページ等に公開するものとする。

(委員の任期)

第7条 委員の任期は、委嘱の日から翌年度の末日までとする。補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(事務局)

第8条 協議会の事務局は、国土交通省北海道開発局札幌開発建設部および長沼町とする。

(その他)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関する必要な事項は、座長がその都度協議会に諮って定める。

附 則

この規約は、平成28年9月6日から施行する。

タンチョウも住めるまちづくり検討協議会 委員名簿

平成28年9月6日現在

委 員 赤坂 猛	酪農学園大学 農食環境学群 環境共生学類 生物多様性保全研究室 教授
委 員 加藤 幸一	舞鶴遊水地にタンチョウを呼び戻す会 会長
委 員 小磯 修二	北海道大学 公共政策大学院 特任教授
委 員 貴家 尚哉	北海道開発局 札幌開発建設部 千歳川河川事務所長
委 員 瀬川 明廣	マオイネットワーク広場
委 員 田口 和哉	環境省北海道地方環境事務所 野生生物課長
委 員 戸川 雅光	長沼町長
委 員 中野 政光	長沼町商工会 副会長
委 員 中村 太士	北海道大学大学院 農学研究院 森林生態系管理学研究室 教授
委 員 成田 正夫	ながぬま農業協同組合 代表理事組合長
委 員 藤島 京子	北海道 空知総合振興局 地域創生部長
委 員 正富 宏之	専修大学北海道短期大学 名誉教授
委 員 見田 義之	株式会社アクティブリンク 代表取締役社長
委 員 宮藤 秀之	北海道開発局 札幌開発建設部 次長
委 員 森下 伸	長沼町観光協会 会長

※敬称略、50音順

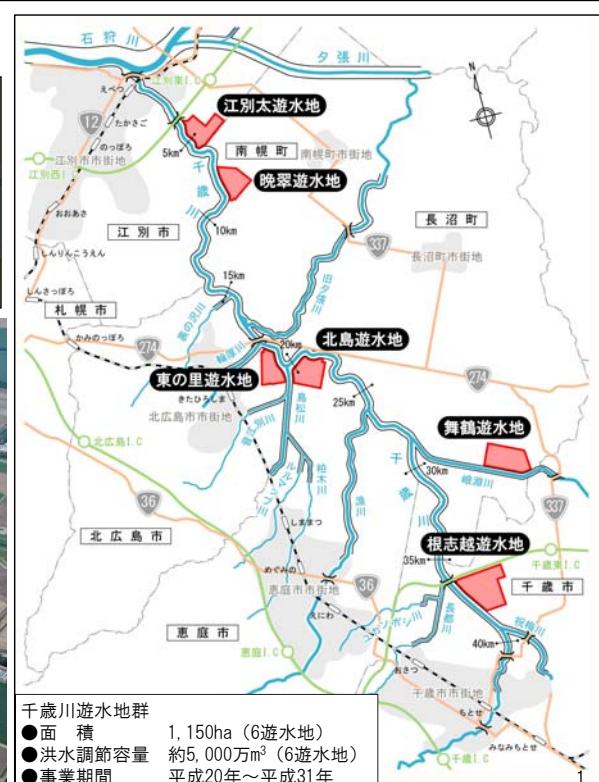
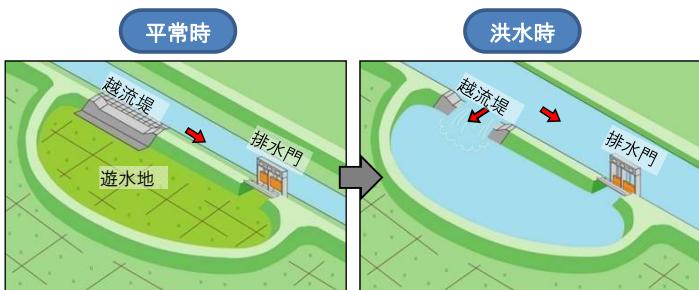
千歳川遊水地の事業概要

平成28年9月

北海道開発局 札幌開発建設部

1. 千歳川遊水地群の概要

- 遊水地とは、河川に接する土地の一部を堤防で囲んで造る治水施設。
- 台風や大雨時に洪水の一部を遊水地に貯留し、河川水位の低減を図る。
- 千歳川流域には6箇所の遊水地群の整備が進められており、平成31年度の完成を目指している。
- このうち、長沼町の舞鶴遊水地は平成26年度に完成、平成27年度からの供用を開始している。

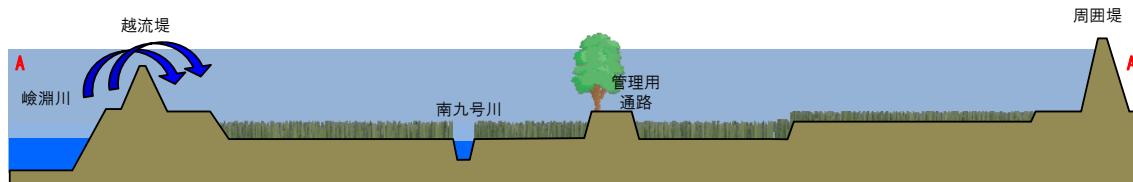
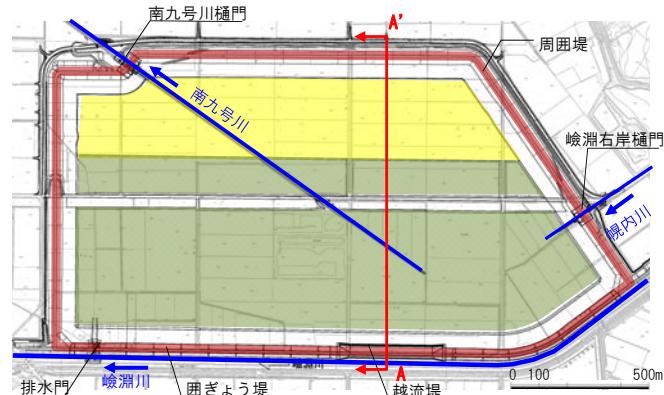


2. 舞鶴遊水地の概要

- 舞鶴遊水地は、嶮渕川に接して造成され、約200haの広さを有し、約8.2百万m³の洪水調節を行う。
- 洪水時には嶮渕川の水を越流堤から流入させて、遊水地に貯留し、洪水被害を軽減させる。



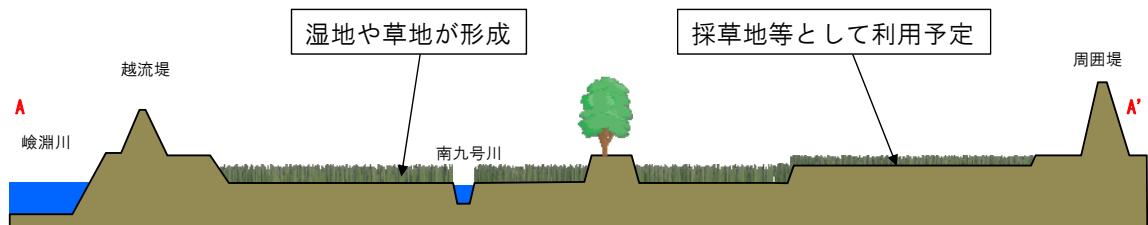
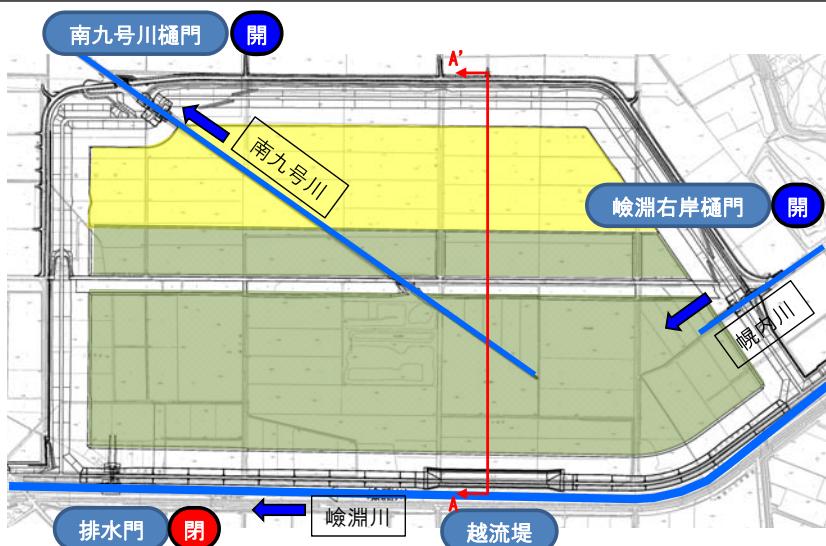
写真 舞鶴遊水地全景（平成28年5月撮影）



2

3. 舞鶴遊水地の機能（平常時）

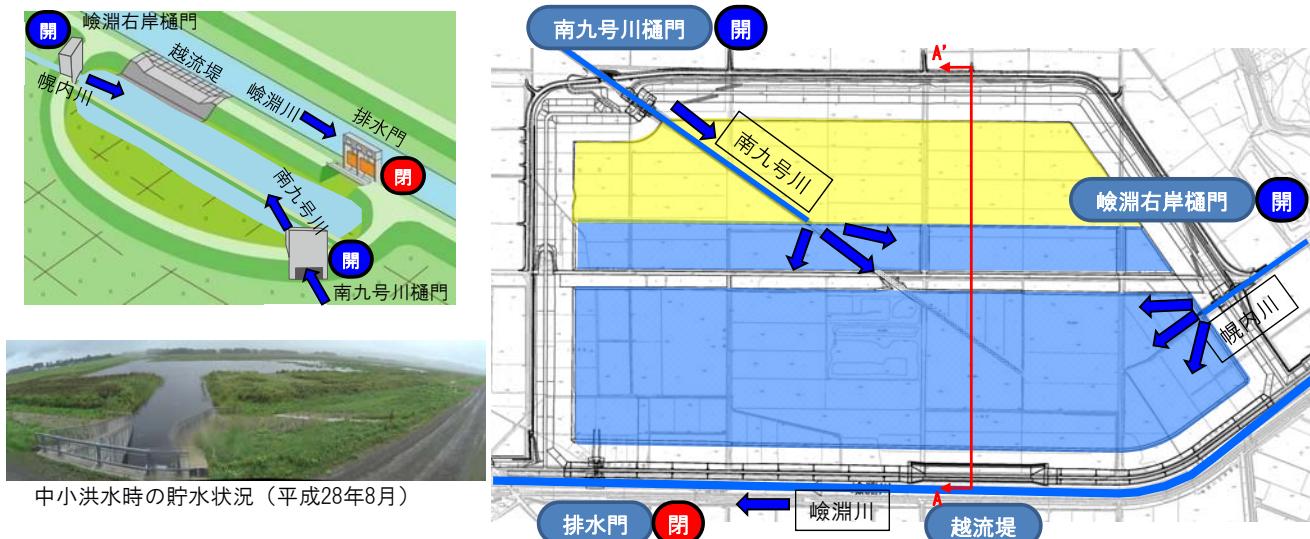
- 平常時は、排水門は閉じた状態であり、幌内川が嶮渕右岸樋門を通じて流入し、南九号川が南九号川樋門から流出する。
- 舞鶴遊水地は幌内川の流入や南九号川の流出がある遊水地であり、湿地が形成されると考えられる。



3

3. 舞鶴遊水地の機能（中小洪水時）

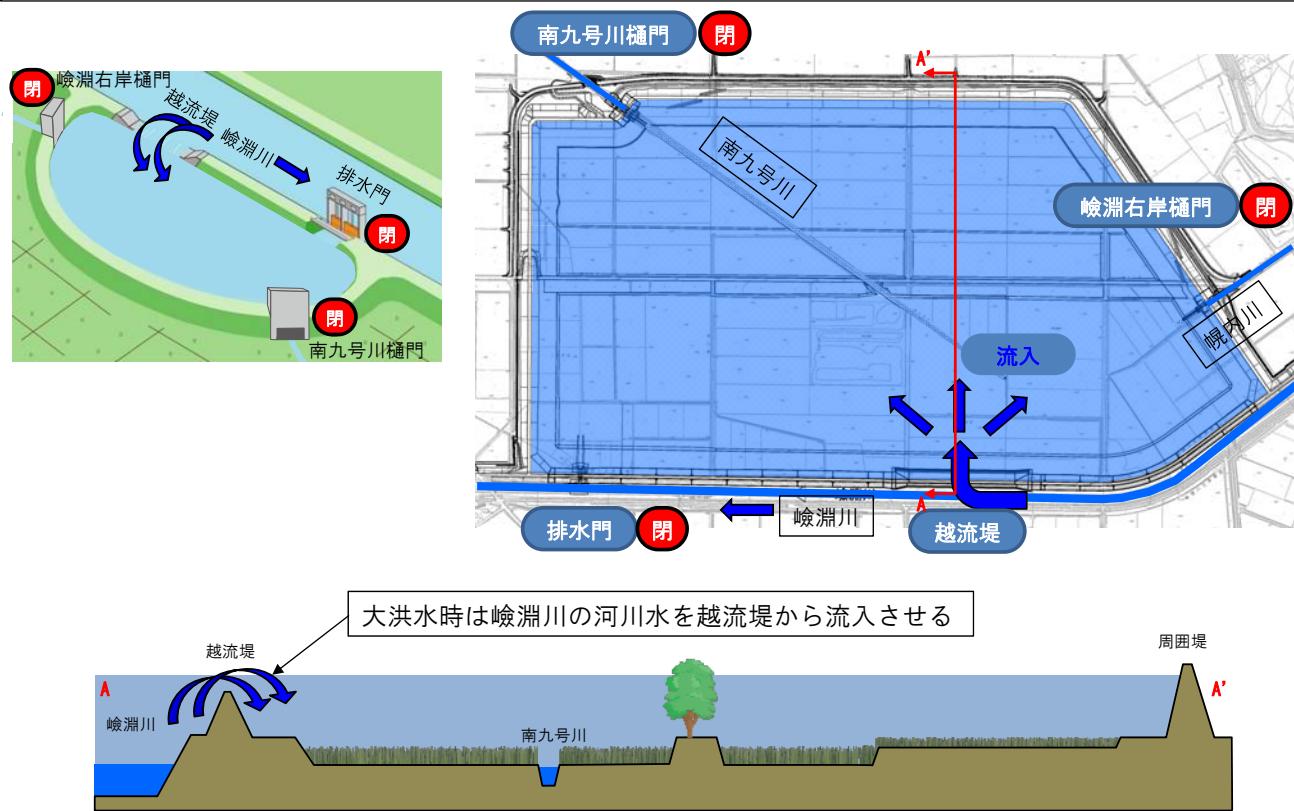
- 中小洪水時は、南九号樋門から南九号川が逆流して舞鶴遊水地に流入する。
- 南九号川の中小洪水を舞鶴遊水地に貯留し、南九号川等の流域の浸水被害を軽減する。



4

3. 舞鶴遊水地の機能（大洪水時）

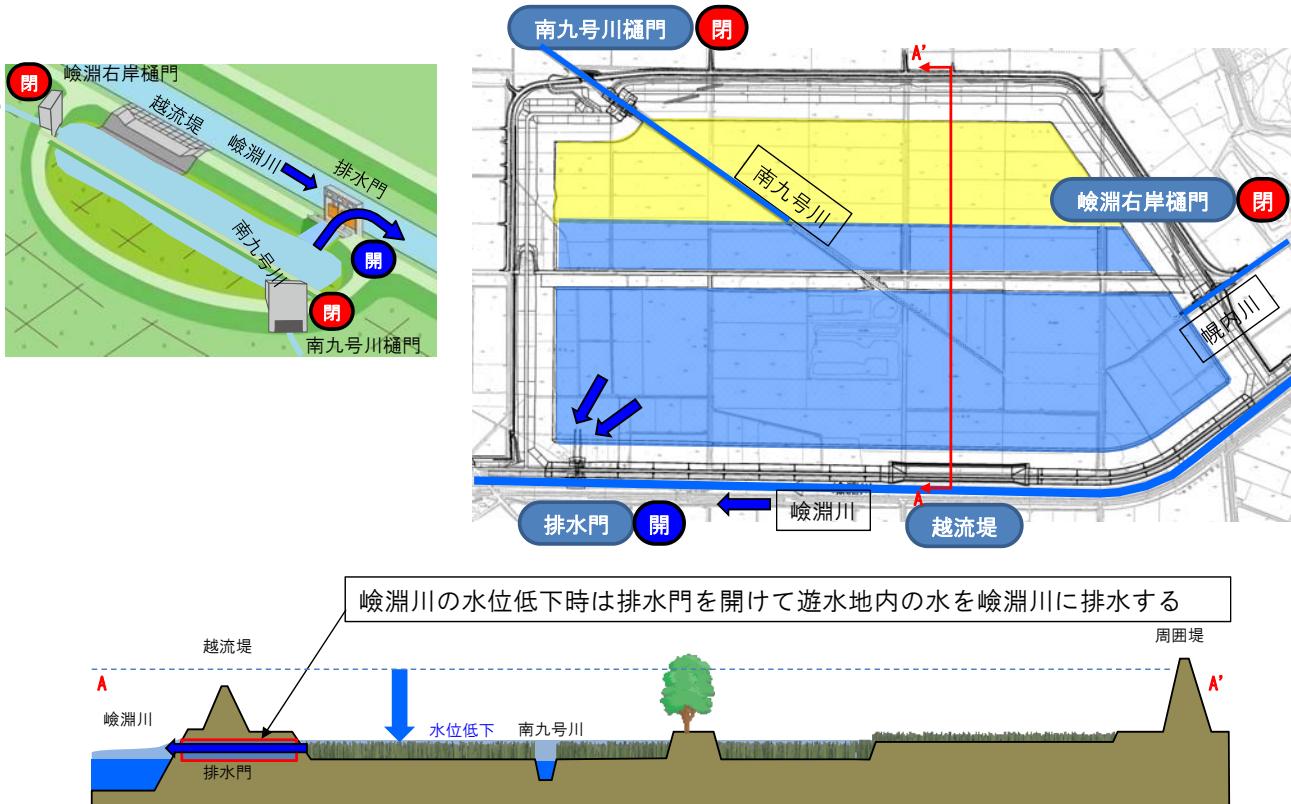
- 大洪水時は、2箇所の樋門を閉じた上で、嶺淵川の洪水流を越流堤から流入させ、嶺淵川、千歳川の水位上昇を低減させることにより洪水被害を軽減する。



5

3. 舞鶴遊水地の機能（排水時）

- 洪水ピークが過ぎて、嶮淵川の水位が下がり始めると、排水門を開けて遊水地内に貯留した水を排水する。
- 南九号川の水位に応じて、南九号川樋門からも排水する。



6

4. 長沼町の利活用計画

- 舞鶴遊水地では、長沼町による利活用計画が策定されており、「地域の産業支援ゾーン」、「豊かな自然空間と風景ゾーン」、「環境学習と交流ゾーン」が位置づけられている。



図 舞鶴遊水地利活用計画図（長沼町作成）

7

5. 舞鶴遊水地の現状

- 舞鶴遊水地の完成後は、マコモ・ガマ・フトイ等の温生植物が生育する湿地や採草地(草地)、樹林地、水路等の多様な環境が形成されている。
- 工事中にできた水面は、完成後、湿地や草地に遷移していく。



8

5. 舞鶴遊水地の現状（冬期）

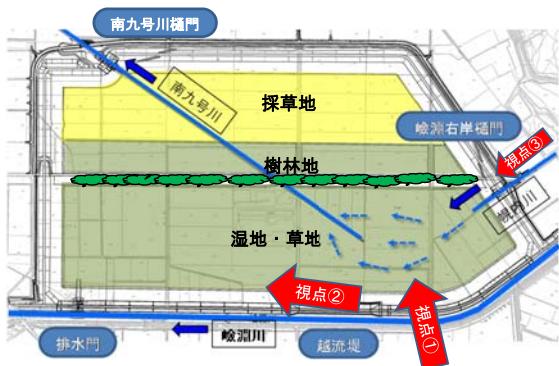
- 冬期には、湿地・草地は雪に覆われ、南九号川は結氷するが、幌内川は冬期も流入する。



9

5. 舞鶴遊水地の現状（春期）

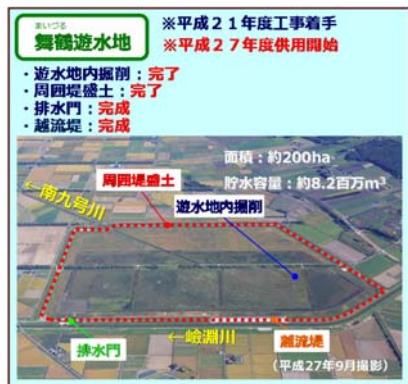
- 融雪期には、湿地・草地は広く浅く湛水する。



10

6. 千歳川遊水地群の進捗状況

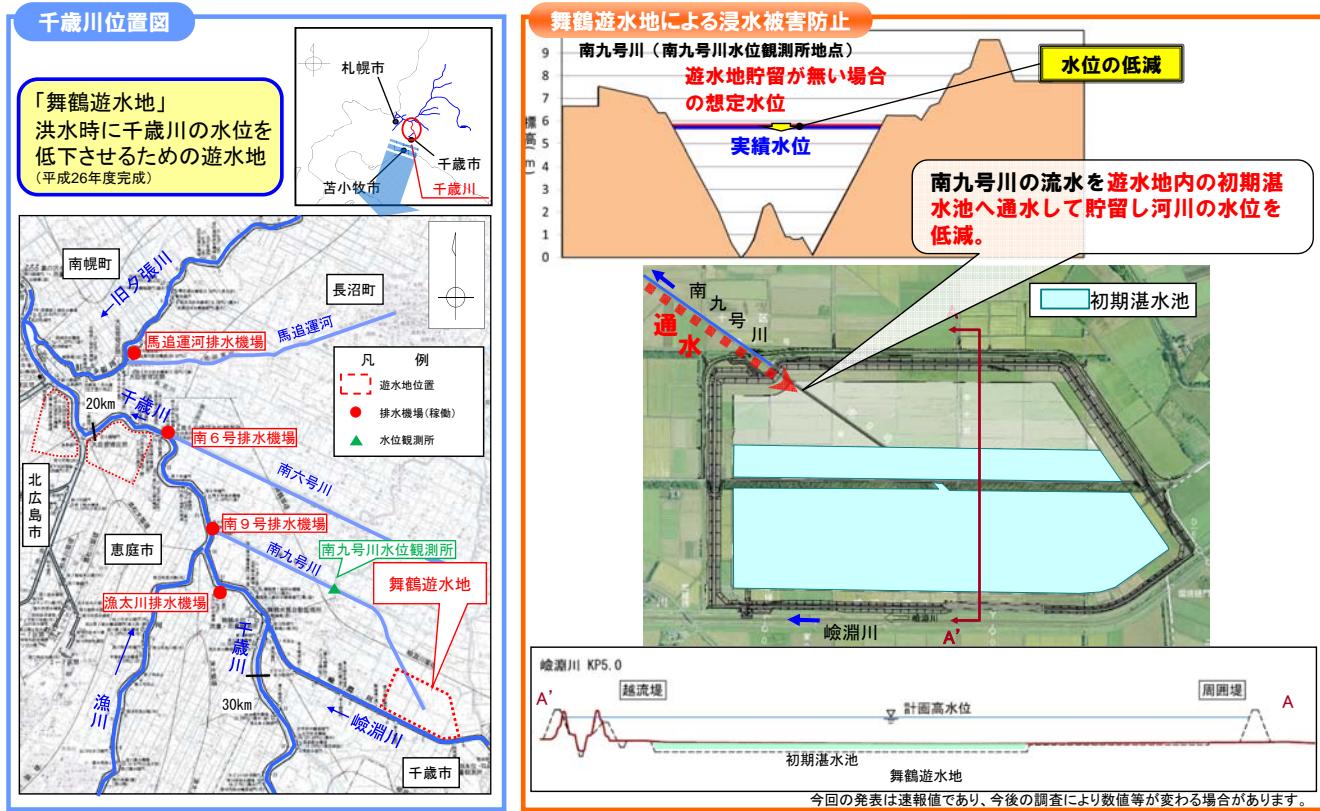
- 各遊水地の平成27年度末現在の進捗状況は以下のとおり。



11

7. 舞鶴遊水地による河川水位の低減効果 (H28. 8. 17出水)

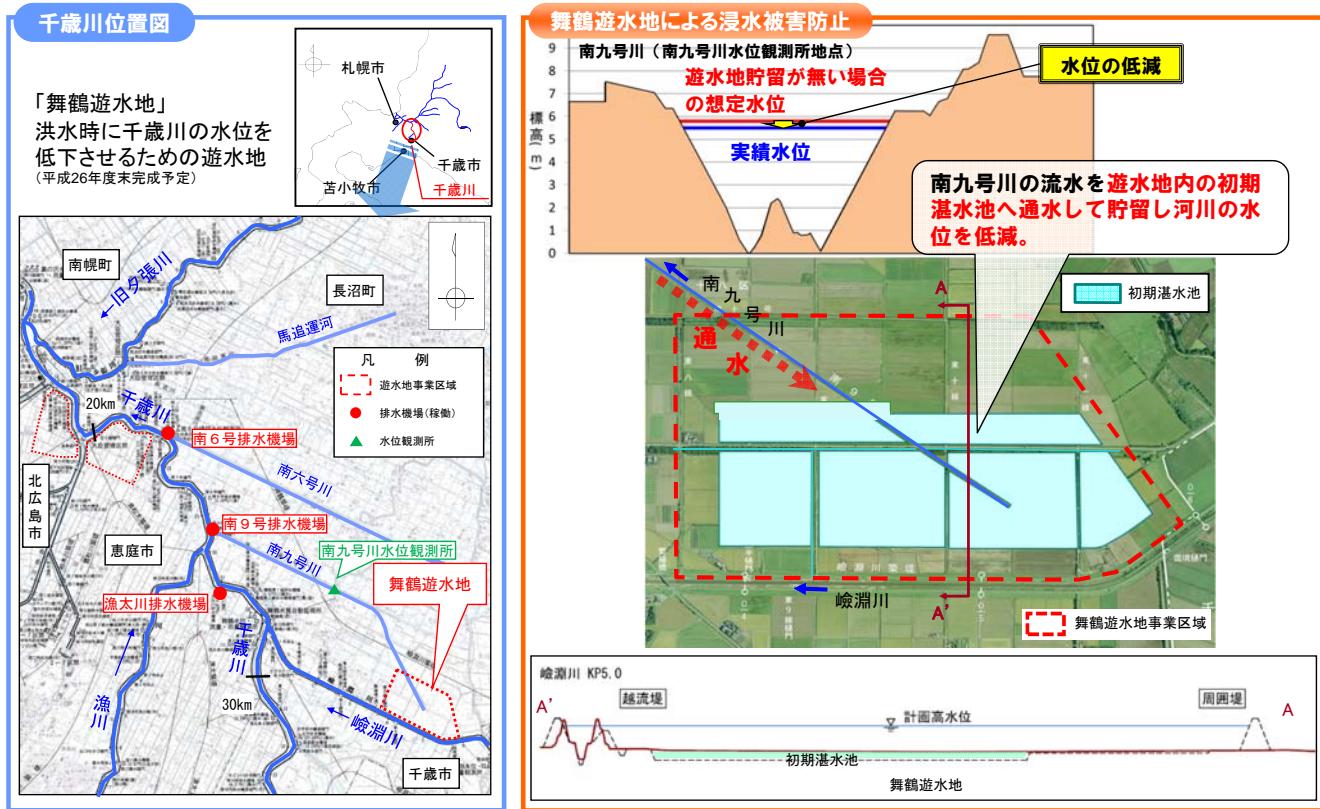
平成28年8月17日の出水では、千歳市の西~~越~~雨量観測所で115mmの雨量が観測され、浸水被害の発生が危ぶまれましたが、舞鶴遊水地の初期湛水池に、南九号川の流水を約125万m³貯留し、河川の水位を低減することができました。



12

7. 舞鶴遊水地による河川水位の低減効果 (H26. 9月出水)

平成26年9月の出水では、千歳市の西越雨量観測所で105mmの雨量が観測され、浸水被害の発生が危ぶまれましたが、工事中の舞鶴遊水地の初期湛水池に、南九号川の流水を約80万m³貯留し、河川の水位を低減することができました。



13

8. (参考) 根志越遊水地の利活用計画

- 利活用に関する詳細については、現在千歳市と協議中

■千歳市 根志越地区遊水地利活用基本構想



図 根志越遊水地利活用計画図（千歳市作成）

14

9. (参考) 北島遊水地の利活用計画

- 利活用に関する詳細については、現在恵庭市と協議中

■恵庭市北島地区遊水地利活用計画検討委員会 利活用計画図



図 北島遊水地利活用計画図（恵庭市作成）

15

10. (参考) 東の里遊水地の利活用計画

- 利活用に関する詳細については、現在北広島市と協議中



図 東の里遊水地利活用計画図（北広島市作成）

16

11. (参考) 晩翠遊水地の利活用計画

- 利活用に関する詳細については、現在南幌町と協議中

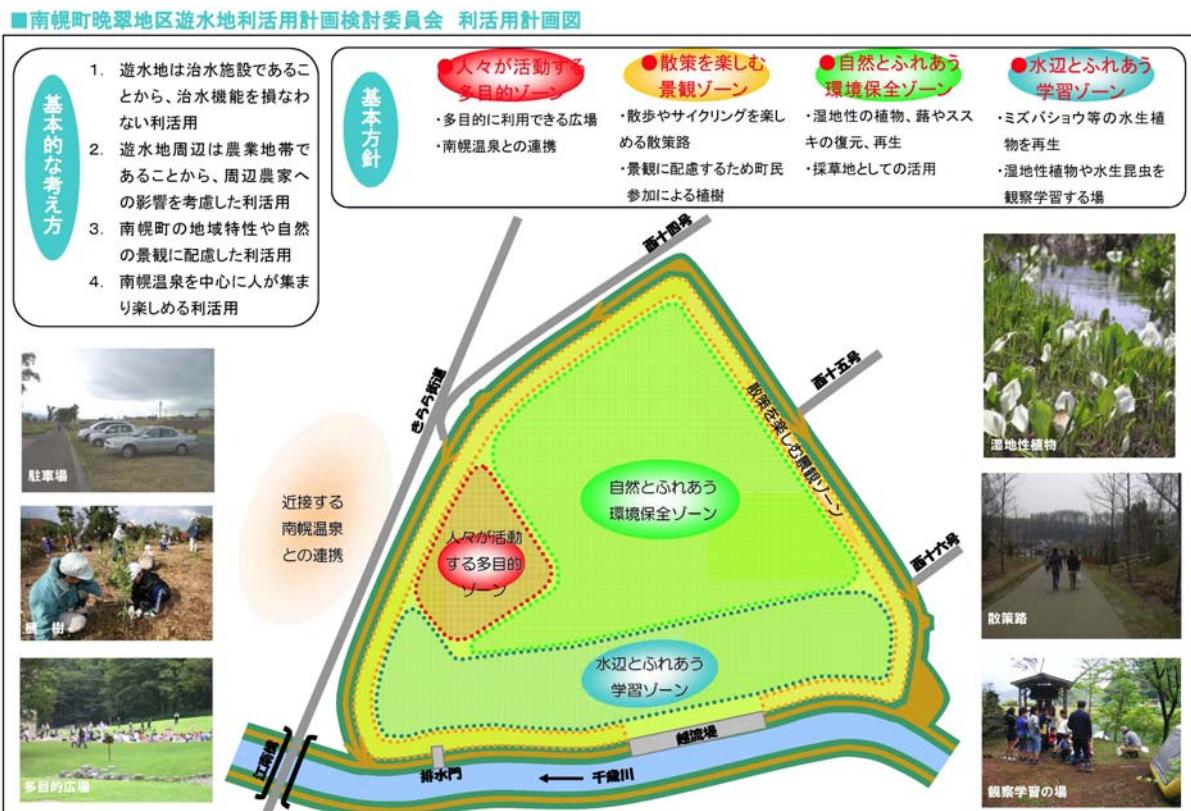


図 晩翠遊水地利活用計画図（南幌町作成）

17

12. (参考) 江別太遊水地の利活用計画

- 利活用に関する詳細については、現在江別市と協議中

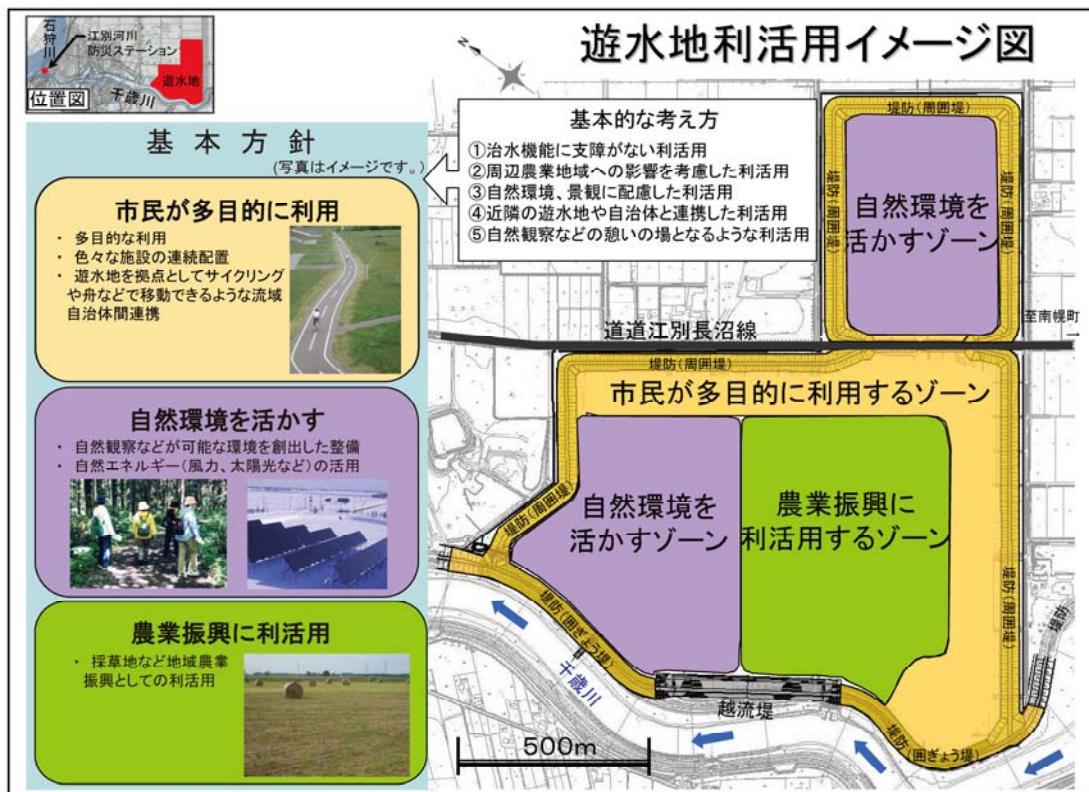


図 江別太遊水地利活用計画図（江別市作成）

長沼町における取組経緯

平成28年9月6日



長沼町の概要



- 人口11,286人、面積168.52km²
- 耕地面積11,200haの道内有数の農業地帯
- 中心部まで札幌駅から32km、新千歳空港から28km



ひと・緑がかがやく 田園と交流のまち

- 安全に安心して暮らせるまち
- 自然環境と調和したまち
- 来てみたい・住んでみたいまち

米



麦



大豆

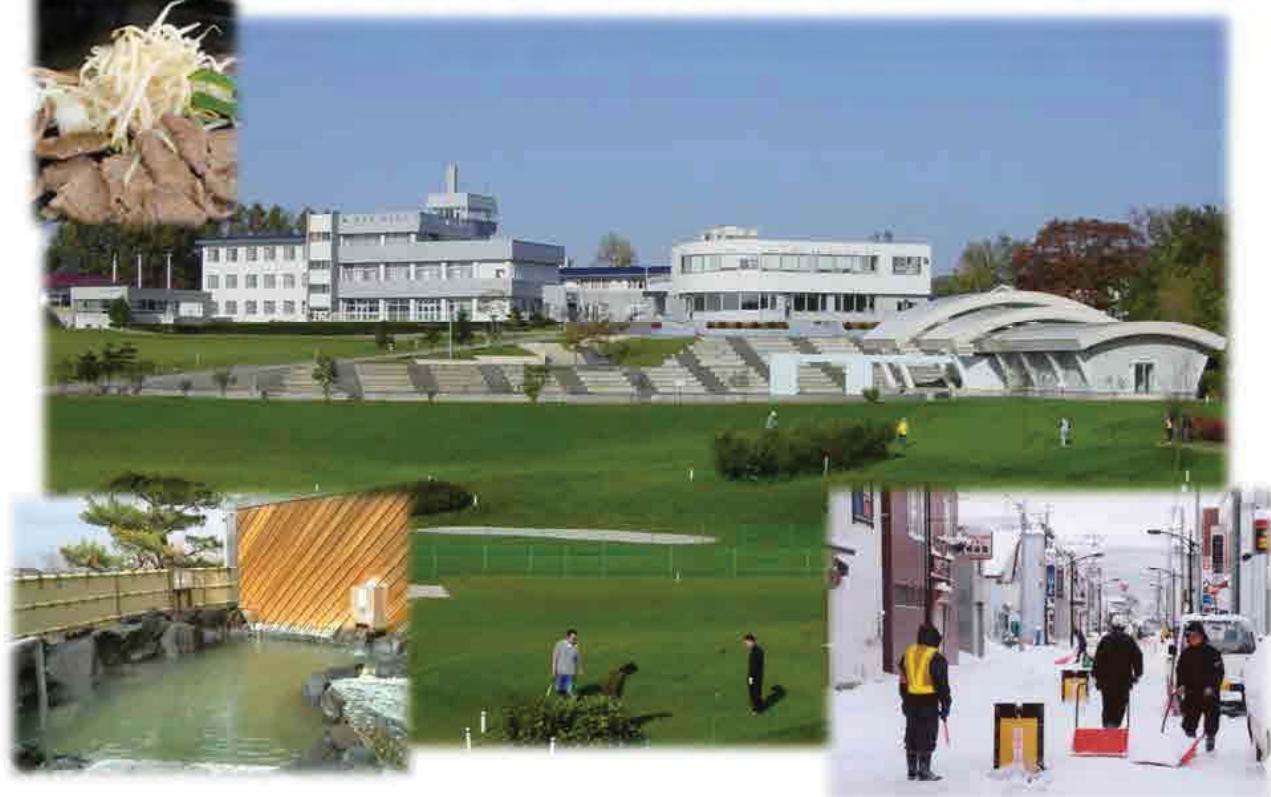


都市近郊型農業

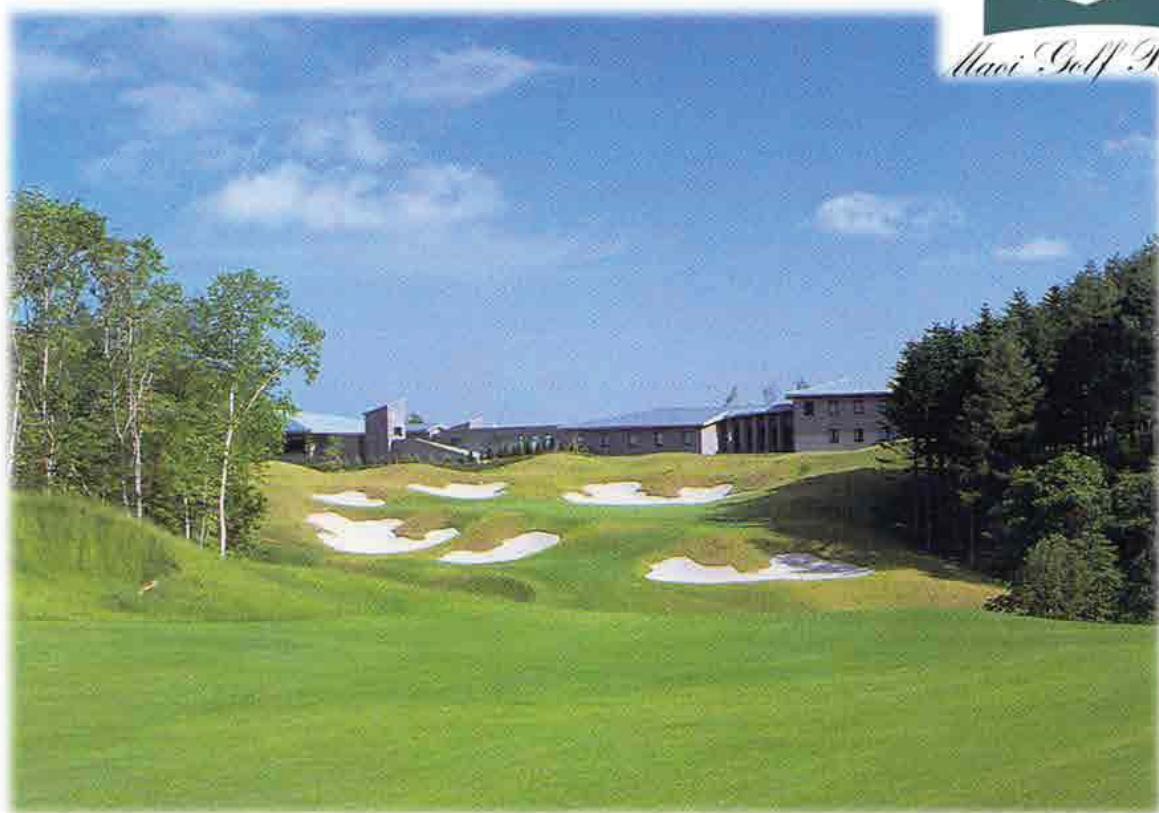




ながぬま温泉



マオイゴルフリゾート



道の駅マオイの丘公園



農産物直売所



グリーンツーリズム



国の構造改革特区を活用し、11年間で計43,000人余の農業体験を受入
(うち32,000人余は全国からの修学旅行生の農家民宿・農業体験)

夕やけ市

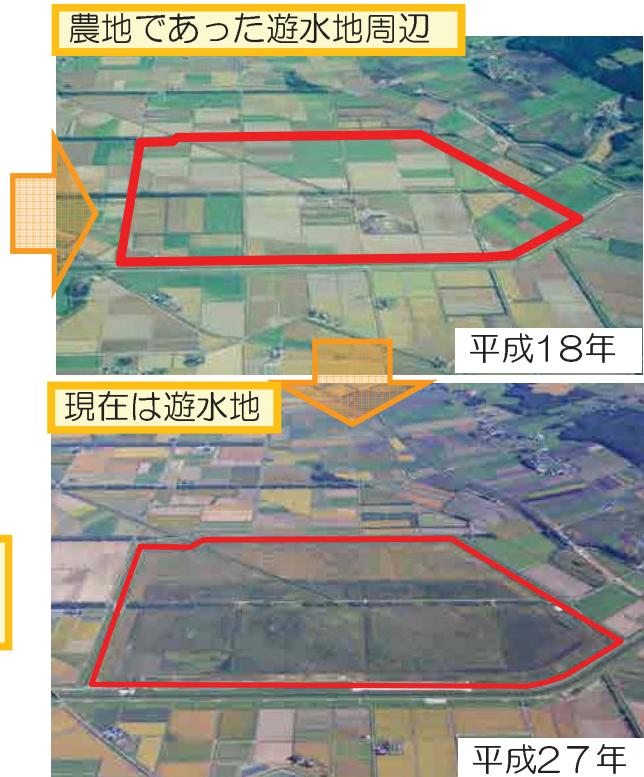


5~9月の第4土曜に「いつもの街並みが縁日に！」をテーマに商店街区間（国道）
を歩行者天国にした町民協働のイベント。昨年20周年、100回目を迎えた。

舞鶴遊水地について



かつて広大な沼、馬追沼（マオイトー）であった土地を開拓して農地とした



舞鶴遊水地の利活用について



平成21年に3つのゾーン分けを決定

豊かな自然環境と風景ゾーン

豊かな自然空間を演出する植生を復元し、先人が築いてきた長沼町らしい美しい景観を次の世代へと受け継いでいく利活用が望ましいと考えますが、遊水地内の内水調整池部分は現在の地盤高より1.7m掘り下げるため、その部分については、工事後の地盤の状況により利活用を検討すべきと考えます。(平成21年の遊水地利活用検討委員会の答申より)



野鳥観察スポット



コヨシキリ



ヘラサギ

環境学習と交流ゾーン

ビオトープ、環境水路などを環境教育や学習の場として利活用するとともに、グリーン・ツーリズム事業を支援する体験や交流の場として利活用することを考えます。(平成21年の遊水地利活用検討委員会の答申より)



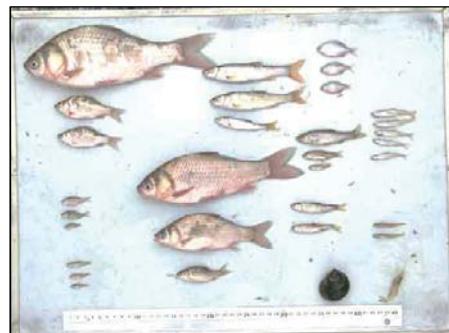
水辺広場のイメージ



環境学習の様子



ミズアオイ



確認された魚類等

地域の産業支援ゾーン

畜産業の振興など、新しい農業経営を支援するとともに、農業を基盤とした環境関連産業を支援する場として利活用することを考えます。
(平成21年の遊水地利活用検討委員会の答申より)



修景用採草のイメージ



採草地利用の様子

【参考】長沼町における鶴の歴史

1890年(明治23年)：道庁布告訓令(号外)

「千歳郡、馬追山麓より千歳川及夕張郡、夕張川畔に至る、各沼地を以て鶴繁殖地と定め他の諸鳥捕殺とも厳禁す」

※その後、戦後にかけ開拓が進み、鶴は目撃されなくなった。

1985年(昭和60年)：舞鶴地区でマナヅルが営巣(日本初記録)

～専修大学北海道短期大学 正富宏之 教授(当時) より

2008年(平成20年)11月：舞鶴地区で刈り取り後の水田にタンチョウ1羽飛来

2009年(平成21年)3月：千歳市との境(ネシコシ排水路)にタンチョウ1羽飛来

2012年(平成24年)8月：工事中の遊水地にタンチョウ2羽飛来

【参考】長沼町周辺の鶴にまつわる名称



長沼町における検討経緯

平成26年5月 舞鶴遊水地にタンチョウを呼び戻す会より要望

タンチョウの生息適地としての遊水地の整備、タンチョウの誘致 等

その後、周辺住民よりタンチョウとの共生への反対の要望

遊水地の本来の治水機能の損失、飛来する鳥類による農作物の食害、
鳥インフルエンザの発生 等に対する懸念

平成27年1月「第1回長沼町タンチョウとの共生検討会議」

タンチョウの生態、舞鶴遊水地について 等

平成27年3月「第2回長沼町タンチョウとの共生検討会議」

鳥インフルエンザ発生の懸念に対する説明 等

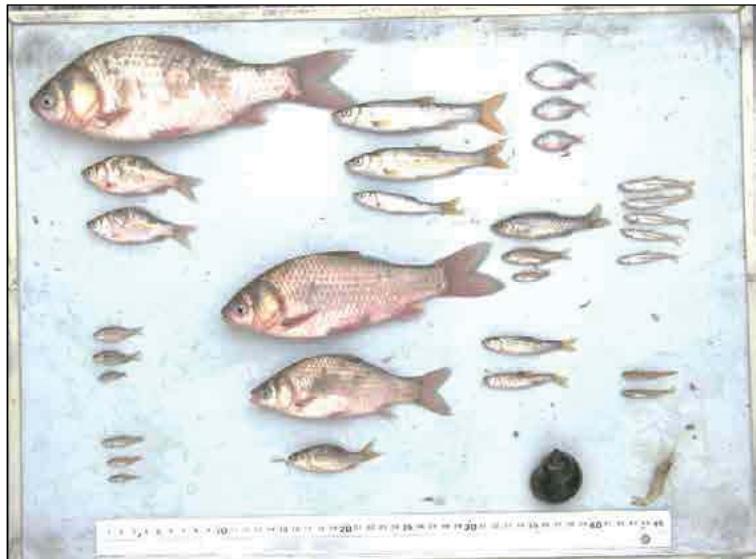
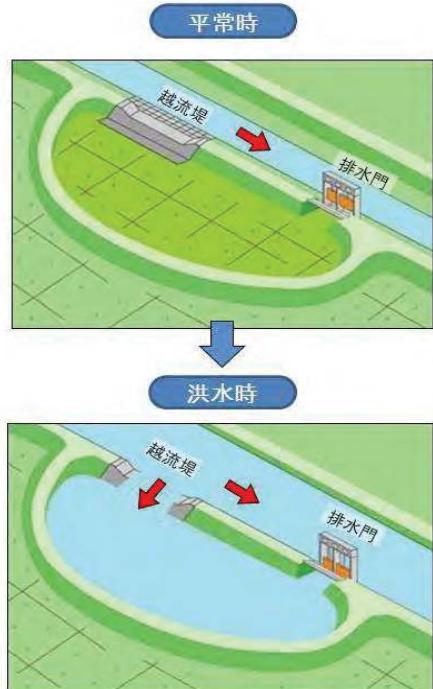
平成27年11月「第3回長沼町タンチョウとの共生検討会議」

治水機能に影響ない範囲での生息環境構築、食害対策の事例について 等

平成28年1月「第4回タンチョウとの共生検討会議」

これまでの会議での検討を踏まえた報告書

長沼町タンチョウとの共生検討会議



長沼町タンチョウとの共生検討会議

- 懸念①舞鶴遊水地の治水機能に影響なくタンチョウ生息のための環境構築が可能か

(今後の見通し)

- 開放水面にはエサとなる魚介類や底生動物が確認。
- 巣材に適するヨシ及びスゲ類の遊水地内における分布は少ない状況だが、今後分布域が広がる可能性。
- 遊水地内の開放水面や植生変化等についてのモニタリングが必要。
- 治水機能に影響ない範囲で、必要に応じてエサ場の創出やタンチョウの営巣に資するドライエリアの創出等の実験的取組は可能。

長沼町タンチョウとの共生検討会議



収穫後の畠で落ち穂をついばむハクチョウの群れ (H26.11.11長沼町撮影)

長沼町タンチョウとの共生検討会議

- 懸念② 飛来する鳥類による食害の影響はないのか

(今後の見通し)

- 遊水地の規模は、タンチョウの生息環境としては1~2つがいが限度であり、タンチョウによる周辺農地等への大規模な食害につながる恐れは小さい。
- 遊水地の整備前から、町内で渡り鳥による食害はあったが、具体的に町による調査への報告には上がってきていない。今後は被害状況と併せ、報告の内容に応じて対策を検討する必要があると考えられる。
- 遊水地の竣工直後は、雪解け水を含む広大な開放水面が広がり、多くの渡り鳥が飛来したが、今後、植生の繁茂に伴い、水面の縮小および渡り鳥飛来数の減少が想定される。

長沼町タンチョウとの共生検討会議



北海道大学人獣共通感染症リサーチセンター統括 喜田宏 名誉教授を
アドバイザーとして迎えた(H27.3.9 第2回長沼町タンチョウとの共生検討会議)

長沼町タンチョウとの共生検討会議

- ・ 懸念③渡り鳥による鳥インフルエンザ発生に伴う健康風評被害
(今後の見通し)
 - ・ タンチョウ飛来により鳥インフルエンザの危険が増すことは考えられない。
 - ・ 現時点では、道内での鶏への感染は確認されていないが、可能性としてゼロではない。
 - ・ 仮に、渡り鳥から鶏への感染が起こった場合、日本では法に基づく防疫体制が整備されており、感染拡大を防ぐ目的から、当該農場内の鶏は殺処分となるが、制度上、農家への補償はされており、営業再開も可能。
 - ・ 町および関係機関の連携の下、適切な措置をとり、風評被害の防止に努める。

長沼町タンチョウとの共生検討会議

(まとめ)

※「タンチョウとの共生検討に関する報告」H28.1.25長沼町タンチョウとの共生検討会議 より抜粋

- ・「できる所からコツコツと」行うのが常識的
- ・具体的な検討を行う際には、地元懸念に配慮するのは当然
- ・多様な主体が参画する枠組みの中で「何を目標とし、誰が何を担当し、どのように実行に移すのか」について議論を深め
- ・「合意形成の得られたものから実行に移す」という手順を踏まえることが前提
- ・以上の前提条件を踏まえた上で取り組むことにより「長沼町におけるタンチョウをシンボルとしたタンチョウとの共生によるまちづくり」は可能となると考えられる



平成28年3月

札幌開発建設部へ「舞鶴遊水地の利活用に関する要請書」

今後の舞鶴遊水地の有効かつ効果的な利活用に向け、遊水地本来の治水機能に影響なく、タンチョウとの共生及びそれに資する環境の実現が図られるよう一層の御協力をいただきたい

ひと・緑がかがやく 田園と交流のまち をめざして



『タンチョウも住めるまちづくり』とは…

- ① タンチョウは『長沼町の目指す姿』に先進的、モデル的な意味を持つさせるシンボル的存在
- ② タンチョウに選ばれるまち
= 物理的な生息環境 + 良き隣人として迎える住民意識

上記前提を踏まえた上で、他自治体のモデルケースとするため、
以下の実証的取組を推進

遊水地を軸とした
タンチョウ生息環境構築

タンチョウを活かした
環境教育・市民参加促進

タンチョウをシンボルとした
農産業・観光施策の促進

(参考)長沼町の目指す姿 ~ひと・緑がかがやく 田園と交流のまち~

※第5期長沼町総合振興計画より引用

■具体的に目指す姿の3つの方向性

安全に安心して
暮らせるまち

自然環境と調和した
まち

来てみたい・住んで
みたいまち

タンチョウも住めるまちづくりに向けたロードマップ（案）

資料6

【目的】整備後の舞鶴遊水地の利活用を通じた、舞鶴遊水地及び周辺地域における「タンチョウも住めるまち」の実現

【計画期間】平成28年度(2016年度)から平成32年度(2020年度)まで

【将来像】長沼町全域における「タンチョウも住めるまち」の実現

■ タンチョウも住めるまちづくり検討協議会（事務局：札幌開発建設部、長沼町、日本生態系協会）

平成28年度			平成29-31年度	平成32年度 (目標年次)
[第1回]9月6日 協議会の設立 『タンチョウも住めるまち』のあり方検討 → 取組み方針(案)の提示 各方針に沿った検討体制の構築検討	[第2回]12月頃 [現地視察会]10月頃 取組み方針(案)の提示 → 取組み方針の策定	[第3回] 2月頃	[1回／年開催] 新たな課題等の検討 専門部会での検討結果報告	タンチョウも住める まちづくりの推進

■ タンチョウも住めるまちづくりの取組み方針(案)（【】は予想される検討主体(案)）

検討体制	取組み方針	平成28年度	平成29-31年度	平成32年度 (目標年次)
生息環境 専門部会	舞鶴遊水地を軸とした タンチョウの生息環境構築 及び環境教育の推進 【札幌開発建設部 他】	《生息環境の構築》 生息環境の検討 利用実態の現況調査 繁殖環境調査および採食環境調査(食害調査や対策含む) 《環境教育の推進》 タンチョウ保護の観点から遊水地利用のガイドライン作り【北海道地方環境事務所】 地域の環境教育を主導するリーダーの育成【長沼町、JA等】 市民参加の応援組織「タンチョウも住めるまちサポーター(仮称)」設立【協議会】	課題解決策検討 ※代替案含む タンチョウの営巣に伴う社会的影響の評価	経過モニタリング (必要に応じ)環境改変整備 タンチョウの営巣 対流促進型の 地域形成
地域づくり 専門部会	タンチョウをシンボルとした農産業、観光施策、市民・企業参加の促進 【長沼町、JA・事業者等】	《市民・企業参加、産業振興施策 等》 ○体験型プログラムの開発と、専任ガイドの養成【旅行会社、NPO等】 ○地域の食農教育を主導するリーダーの育成【長沼町、JA等】 ○取り組み事例集の作成、取り組みに対する表彰制度の創設【協議会、長沼町】 ○独自の認証制度創設と、その共通ロゴマーク作成・普及【JA、長沼町、協議会等】 ○舞鶴遊水地を拠点とする広域観光ルート開発【旅行会社】 ○農業体験型の民泊による修学旅行【学校教育機関、農業者】 ○観察デッキ、周遊木道、休憩所、物品販売等併設の複合型拠点施設の設置【事業者】 《農産物のブランド化》 営農状況の調査 営農者へのヒアリング	実施個所の選定(試行モデル) 消費地のニーズ調査	経済波及効果の試算 事業者と連携した販路拡大 地域経済の 活性化

(公財)日本生態系協会 会長 池谷奉文

「このままでは、近い将来地方自治体の約半数が消滅するかもしれない」
深刻化する地方の衰退に歯止めをかけるため、

独自性のある『地方創生』が今求められています。

人類の生存基盤である生態系を再生することで、

世界にひとつしかない地域の魅力を引き出し、観光や農業など、

地域経済の活性化に取り組む自治体づくりが世界で始まっています。

こうした取り組みは、当協会が全国で進める生態系ネットワークが礎となり、
地域のさすなやつながりを深め、地域経済を振興する大きな原動力となっています。

『地方創生』は、環境、社会、経済のバランスを維持することで達成でき、

その鍵となるのが、象徴としての大型水鳥類をはじめとした

地域独特の野生動植物や美しい自然・文化です。

本シンポジウムでは、自然と伝統が共存する持続可能な自治体づくりをテーマに、

新しい時代にふさわしい『地方創生』のあり方を提案します。

【主催】(公財)日本生態系協会
【後援】内閣府、総務省、環境省、国土交通省、農林水産省、全国知事会、全国市長会、全国町村会、
(公社)日本都市計画学会、(公社)土木学会、自治体学会、(公社)日本ナショナル・トラスト協会、
日本ビオトープ管理士会

「表紙写真」ナベヅルなどの大型水鳥類が暮らす自然豊かな韓国・順天湾の風景。
世界5大沿岸湿地のひとつと称され、ラムサール条約湿地もある。
生きものに配慮した農法を実践する300ヘクタールの農地でとれたブランド米が高値で売れている。

国際シンポジウム Symposium on Regional Revitalization 地方創生に 地域と世界を結ぶ 求められるもの

2015年11月20日(金) 13:00-18:15イイノホール

公益財団法人
日本生態系協会

S y m p o s i u m o n R e g i o n a l R e v i t a l i z a t i o n

プログラム 講演時間等が予告なく変更になる場合があります

13:00	開会
13:15	主催者挨拶 （公財）日本生態系協会 理事 八千草薫
13:30	来賓挨拶 環境省自然環境局長 奥主喜美氏 国土交通省水管理・国土保全局長 金尾健司氏
13:45	趣旨説明 (公財)日本生態系協会 会長 池谷奉文
14:00	特別講演 逐次通訳あり 韓国順天（スンチヨン）市 市長 趙忠勳（チヨ・チュンフン）氏 『順天湾と順天湾国家庭園 効率的な保全と持続可能な発展による創造経済効果』
14:30	休憩
14:45	ご挨拶 地方創生担当・内閣府特命担当大臣 石破茂氏（予定）
14:55	自治体からの報告 第1部 鹿児島県出水市 市長 渋谷俊彦氏 『ツルが選んだまち 出水市の取組』 山口県周南市 市長 木村健一郎氏 『周南のナベヅル ツルと「共に」生きる里の挑戦』 新潟県佐渡市 市長 甲斐元也氏 『離島佐渡の挑戦 歴史と文化が薫り 自然と人が共生できる美しい島』 島根県出雲市 市長 長岡秀人氏 『人と自然が共に生きる、大型水鳥類をシンボルとした地域づくり』 宮城県大崎市 市長 伊藤康志氏 『渡り鳥との共生を核とした持続可能な地域づくり』
15:15	休憩
15:30	自治体からの報告 第2部 兵庫県豊岡市 市長 中貝宗治氏 『コウノトリと共に生きる 豊岡の挑戦』 栃木県小山市 市長 大久保寿夫氏 『コウノトリが飛来し、ホンモロコが育む 渡良瀬の未来』 徳島県 知事 飯泉嘉門氏 『コウノトリが運ぶ農業の未来 お接待文化が息づく徳島の取組み』
15:45	総括 東京都市大学 教授 涌井史郎氏
16:15	閉会

国際シンポジウム 地方創生に 求められるもの

懇親会 18:30-20:00

同階 ROOM C にて 会費(四千円)はシンポジウム受付にてお支払いください。

公益財団法人 日本生態系協会

171-0021 東京都豊島区西池袋2-30-20 音羽ビル
電話 03-5951-0244 フax 03-5951-2974 ホームページ www.ecosys.or.jp

(公財) 日本生態系協会は、持続可能な社会を目指し、自然と共に存する、美しく、心豊かなくにづくり、まちづくりを進めるために活動するシンクタンクです。アメリカおよびヨーロッパ地域事務所などを通じて、世界各国・地域の行政や研究機関、NGO などと交流し、海外の先進事例などの情報を収集・分析し、それを基に、自然や伝統文化など、各地の魅力を活かした地域づくりの提案などの活動を展開しています。『美しいくにをつくる新知識－持続可能なまちづくりハンドブック』(ぎょうせい)、『環境アセスメントはアップ (HEP) でいきる』(ぎょうせい)、『にほんのいきもの暦』(アノニマスタジオ) など、書籍の出版のほか、会報「エコシステム」を隔月で発行しています。そのほか、ビオトープ管理士・こども環境管理士の認証、ハビタット評価 (JHEP) の認証などを行っています。



タンチョウとの共生検討に関する報告

目 次

1. はじめに	… p.1
2. 地域住民からの要望	… p.4
3. 第1回タンチョウとの共生検討会議（平成27年1月28日開催）	… p.7
4. 第2回タンチョウとの共生検討会議（平成27年3月9日開催）	… p.9
5. 第3回タンチョウとの共生検討会議（平成27年11月12日開催）	… p.10
6. まとめ	… p.12
参考事例	… p.14

平成28年1月25日

長沼町タンチョウとの共生検討会議

1. はじめに

長沼町は、広大な石狩平野の低地帯に位置し、肥沃で作物に恵まれた農業地帯として発展してきた一方、北に夕張川および旧夕張川、南に千歳川という大河川が流れ、それら大河川につながる中小河川が縦横に走る地勢上、当町は開拓当初から約 60 回もの度重なる水害を経験している。これらの水害から、地域住民の生命と財産を守ることは、町の主要課題であり、これまで国や道をはじめ関係機関と連携の下、治水対策に取り組んできた。

そのような中、2005 年（平成 17 年）に千歳川流域の抜本的な治水対策として、堤防整備、河道掘削と併せ、流域の 4 市 2 町に総貯水容量約 5,000 万 m³ の遊水地群の整備を行う「千歳川河川整備計画」が策定された。

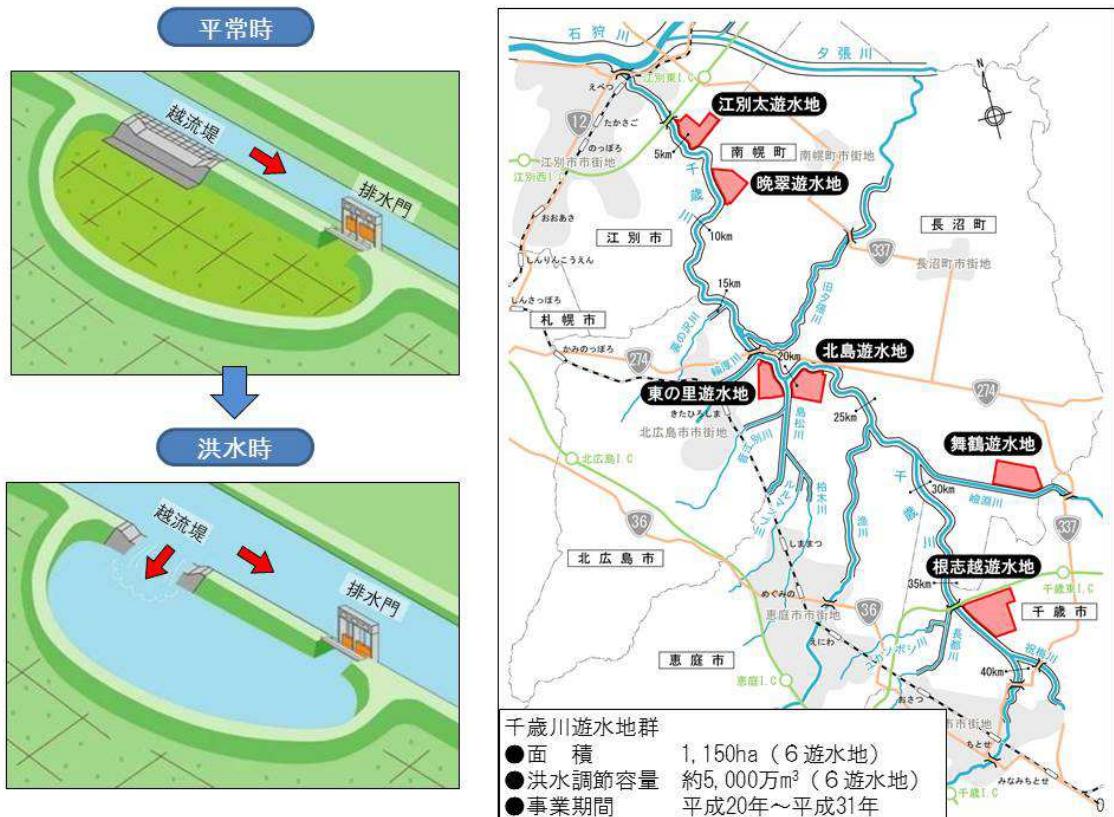


図-1 千歳川遊水地群の概要

嶮渕川右岸に位置する舞鶴遊水地（次頁写真）は、「千歳川河川整備計画」に基づく遊水地群のうち、最も早く 2009 年度（平成 21 年度）に工事着手となった遊水地であり、代々地元住民の方々が大切に守ってこられた約 200ha に及ぶ農地などの土地を、苦渋の決断により提供いただき、堤防延長 5.8 km、洪水調節容量 820 万 m³ の規模にて、2014 年度（平成 26 年度）末に完成したものである。



図-2 舞鶴遊水地の全景

この遊水地の利活用にあたり、長沼町においては、2009年（平成21年）に3つのゾーンに分けること等を含めた利活用計画を策定し、当時の石狩川開発建設部（現 札幌開発建設部）に遊水地整備に当たっての配慮を要請している。

2015年度（平成27年度）からの供用開始後は、利活用計画を踏まえ、遊水地内の北側については「地域の産業支援ゾーン」として採草地としての利用が開始されている一方、その他のゾーンについては「豊かな自然空間と風景ゾーン」の記述にもあるように、工事後の地盤の状況による利活用を検討すべき、とされていた。

利活用計画検討の基本的な考え方

- ①遊水地は治水施設であり、治水機能を損なわない形での利活用
- ②遊水地周辺は農業地帯であり、周辺農家への影響を考慮した利活用
- ③長沼町らしい農業地帯としての景観の創出を考えた利活用
- ④環境教育の学習の場やグリーン・ツーリズムなどの体験や交流の場としての利活用
- ⑤将来的な維持管理を考えた利活用

○地域の産業支援ゾーン

畜産業の振興など、新しい農業経営を支援するとともに、農業を基盤とした環境関連産業を支援する場として利活用することを考えます。

○環境学習と交流ゾーン

ビオトープ、環境水路などを環境教育や学習の場として利活用するとともに、グリーン・ツーリズム事業を支援する体験や交流の場として利活用することを考えます。(水辺広場、観察広場、ハスカップ農園、市民農園、修景としてのソバ畑、ドッグランなど)

○豊かな自然空間と風景ゾーン

豊かな自然空間を演出する植生を復元し、先人が築いてきた長沼町らしい美しい景観を次の世代へと受け継いでいく利活用が望ましいと考えますが、遊水地内の内水調整池部分は現在の地盤高より1.7m掘り下げるため、その部分については、工事後の地盤の状況により利活用を検討すべきと考えます。

図-3 H21.3 長沼町遊水地利活用計画検討委員会 答申書より抜粋

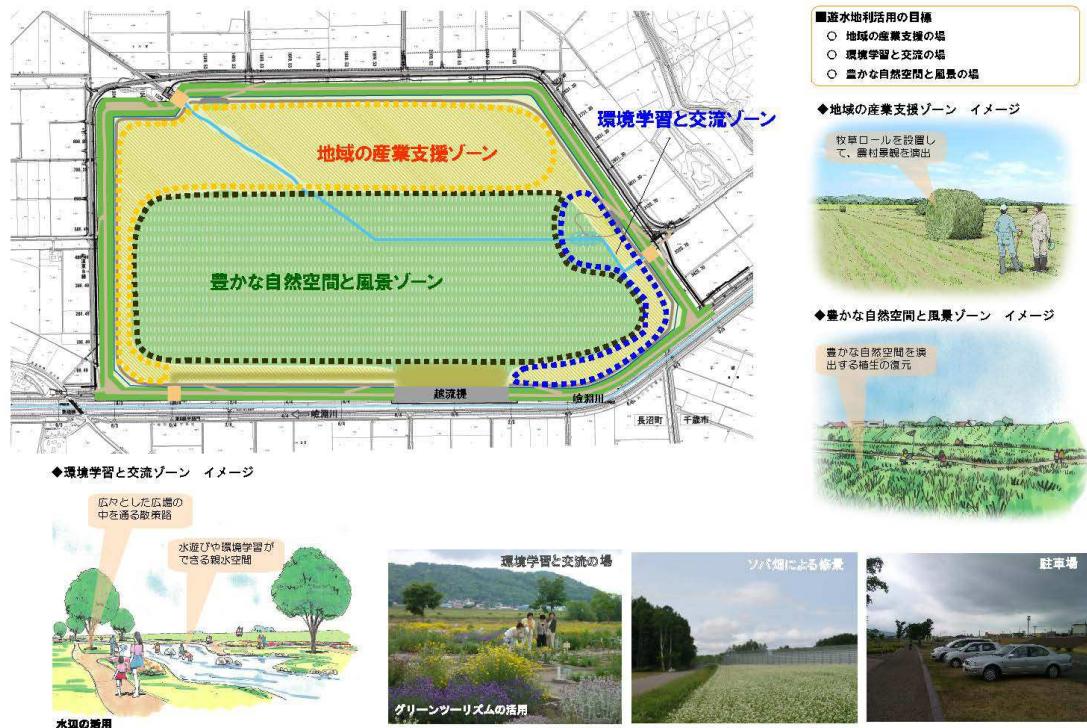


図-4 遊水地利活用構想図 (H21.3 長沼町遊水地利活用計画検討委員会 答申書)

2. 地域住民からの要望

2014年（平成26年）5月、町内の農業者を中心に設立された「舞鶴遊水地にタンチョウを呼び戻す会」より要望があった。概要は以下のとおりである。

- ・タンチョウの飛来・生息に適した環境創出を考慮した遊水地の整備
- ・タンチョウをシンボルとした地域ブランド力の発信によるクリーン農業および農業の6次産業化の推進
- ・遊水地を核とした新たな観光資源の基盤整備と振興
- ・町から国や道に対する各種事業の採択に向けた積極的な要望

1887年（明治20年）に長沼町の開拓が始まった当時は、大小、数多くの沼や湿地・湿原が多く、当時はタンチョウやマナヅルが多数生息していたことも記録に残っている。

また、1890年（明治23年）には当時の北海道庁が、千歳川沿いの沼や湿地帯を鶴の繁殖地として指定し、捕獲を禁じていたほか、現在も舞鶴という地区名や、舞鶴橋・繁殖橋・長沼舞鶴小学校などツルに由来する名称が残っている。

その後開拓が進み、沼や湿原が農地に変わるにつれ、ツルは長沼町から姿を消した一方、1985年（昭和60年）に舞鶴地区の水田でマナヅルが営巣・産卵したとの記録、2008年（平成20年）11月には舞鶴地区で刈り取り後の水田へタンチョウが1羽飛来、2009年（平成21年）3月には千歳市との境にあるネシコシ排水路にタンチョウが1羽飛来、2011年（平成23年）4月には夕張川沿いの農地へタンチョウが1羽飛来、2012年（平成24年）8月には工事中の舞鶴遊水地にタンチョウが2羽飛来したことが確認されたこと等を踏まえた要望であった。

一方、2015年（平成27年）1月、舞鶴遊水地の周辺住民より、以下の理由により、タンチョウとの共生によるまちづくりに反対する旨、要望があった。

- ①遊水地（調整池）としての本来の機能が損なわれる
- ②総合治水対策の一環として進められている南9号川改修工事の遅延
- ③飛来する鳥類による農作物の食害
- ④飛来する鳥類による鳥インフルエンザの発生で、健康風評被害が予見される
- ⑤飛来する鳥類の排泄物による土壌汚染、伝染病の媒介、雑草種子の持ち込み

上記のうち、町が確認したところによれば、②については、空知総合振興局札幌建設管理部長沼出張所に対し、舞鶴遊水地の利活用検討による南9号川改修工事の進捗への影響は無いこと、⑤については、美唄市に対し、マガシやハクチョウが数多く飛来する宮島沼周辺でも特段の被害が報告されていないことであったが、推進派と反対派の双方の意見・要望を聞き取った上で、タンチョウとの共生によるまちづくりについて、メリット・デメリットの評価、課題への対応の方向性等、学識経験者や関係機関による科学的知見に基づく助言も交え、議論・検討する場が必要となった。そこで、地元住民、学識経験者、関係機関等からなる『長沼町タンチョウとの共生検討会議』（次頁）が設置された。

○長沼町タンチョウとの共生検討会議設置要綱（平成 26 年 12 月 19 日制定）

（設置）

第 1 条 北海道開発局が千歳川河川整備計画に基づき整備した舞鶴遊水地を核に、タンチョウをシンボルとしたタンチョウとの共生によるまちづくりの可能性について検討することを目的として、長沼町タンチョウとの共生検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

（検討会議の業務）

第 2 条 検討会議は、タンチョウとの共生によるまちづくりの可能性に関し必要な調査研究及び検討を行い、その結果を町長に報告するものとする。

（組織）

第 3 条 検討会議は、委員長及び委員 20 名以内をもって構成する。

2 検討会議は、委員長及び委員のほか、専門的知識を有する者（以下「アドバイザー」という。）の出席を求めることができる。

（委員長）

第 4 条 委員長は、専門的知識を有する学識経験者の中から町長が委嘱する。

2 委員長は、中立・公平な立場で会務を総理し、検討会議を代表する。

（委員）

第 5 条 委員は、舞鶴遊水地周辺の地域住民及び知識経験を有する者の中から町長が委嘱する。

（任期）

第 6 条 委員長及び委員の任期は、第 2 条の業務終了までの間とする。

（検討会議）

第 7 条 検討会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 検討会議は、その結果を公表するものとする。ただし、検討会議が非公表とする旨を議決した場合は、この限りではない。

（委員及びアドバイザー以外の者の出席）

第 8 条 委員長は、その必要があると認めたときは、検討会議に委員及びアドバイザー以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

（幹事会）

第 9 条 委員長は、タンチョウとの共生によるまちづくりの可能性に関する専門的な事項について調査研究及び検討させるため、必要に応じて幹事会を置くことができる。

（事務局）

第 10 条 検討会議の事務局は、長沼町総務政策課に置く。

（雑則）

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 26 年 12 月 19 日から施行する。

○長沼町タンチョウとの共生検討会議委員名簿

赤坂 猛 (酪農学園大学 生物多様性保全研究室 教授) ※委員長
源内 孝一 (農業)
福島 幸二 (農業)
菊澤 巧 (農業)
逢坂 利一 (農業)
加藤 幸一 (農業)
永井 孝雄 (ながぬま農業協同組合)
菊地 博 (ながぬま土地改良区)
窪田 秀治 (南空知農業共済組合)
宇都宮 治 (長沼町酪農組合)
駒谷 信幸 (長沼町グリーン・ツーリズム運営協議会)
※第3回～柳原寛氏に交代
石尾 正幸 (長沼町農業委員会)
森下 伸 (長沼町観光協会)
岩城 榮市 (長沼町商工会)
山田 文雄 (長沼町千歳川治水対策促進期成会)
四釜 則雄 (長沼町南9号川水害対策促進期成会)
※第4回～遠藤良章氏に交代
寺崎 義之 (長沼町馬追地区内水排除促進期成会)
菅原 壽 (長沼町生涯学習推進協議会)
佐々木 信雄 (長沼町議会議員)
柏 敏春 (舞鶴遊水地にタンチョウを呼び戻す会)

○アドバイザー

正富 宏之 (専修大学北海道短期大学名誉教授)
喜田 宏 (北海道大学特任教授人獣共通感染症リサーチセンター統括) ※第2回
中島 康博 (国土交通省北海道開発局札幌開発建設部河川計画課石狩川総合水管理調査官)
※第3回～大塚健太氏に交代
一法師 隆充 (国土交通省北海道開発局札幌開発建設部千歳川河川事務所副所長)
※第3回～田倉利浩氏に交代
小口 陽介 (環境省北海道地方環境事務所野生生物課課長)
関 健志 (公益財団法人日本生態系協会事務局長)
庄子 康 (北海道大学農学研究院森林政策学研究室准教授) ※第3回～
西川 洋子 (北海道立総合研究機構環境科学研究センター自然環境部生態系保全グループ研究主幹) ※第3回～
玉田 克巳 (北海道立総合研究機構環境科学研究センター自然環境部生態系保全グループ主査 (生息地保全)) ※第3回～

3. 第1回長沼町タンチョウとの共生検討会議（平成27年1月28日開催）

町から各委員に対し、委嘱状交付の後、会議の主旨説明を行い、各専門分野のアドバイザーからの講義の後、各委員からのタンチョウの生態や遊水地の状況、国の機関の対応についての質問に対し、アドバイザーから説明がなされた。内容は次のとおりである。

タンチョウ生息数の推移、生息環境、定着条件について

- ・道東地域においては、湿原面積の減少や周辺環境に対応し、習性が変化している。
- ・現在の道東地域の生息数は、天然の餌が不足する冬期間の給餌により維持されている。
- ・今後発生が想定されるヤナギ等の木本や、既存の防風林により木陰ができるることは望ましい。
- ・ヨシ等の植生が形成されれば定着の可能性がある。
- ・つがいに必要な縄張りは2～3km²で、遊水地の規模では1～2つがいが限度である。
- ・タンチョウの成鳥は、カラス、キツネ等の幼鳥の天敵に対しては十分対抗できるが、ゴミ投棄防止など危険要素を排除した環境づくりが必要。
- ・道東においては、採草地での機械作業事故は見られないが、交通・架線事故の方が懸念される。
- ・餌場の水質に毒性がなければ滞留水でも問題なく、周辺排水路も餌場となる。

舞鶴遊水地の状況について

- ・千歳川流域の他の遊水地と異なり、河川の流入等により常に湛水する区域があるため、湿地が形成される。
- ・冬期は雪に覆われ、一部を除き結氷すると考えられる。

国の機関の対応について

- ・洪水調節施設として必要な維持管理は、北海道開発局札幌開発建設部が実施する。
- ・札幌開発建設部としては、ガン・カモ類の食害への意見等を踏まえ、周辺地域も含めてタンチョウとの共生についての合意形成がなされれば、協力は可能。
- ・環境省は、タンチョウの繁殖地及び越冬地の分散を図ることにより、タンチョウが自然状態で安定的に存在できるような状態になることを目指し、2013年（平成25年）に「タンチョウ生息地分散行動計画」を策定した。遊水地におけるヨシの植栽等の環境整備を主体的に実施することは困難だが、地元の方々や関係機関等と協力しながら推進は可能。

その他の意見・要望等

- ・これまで協力してきた地元住民の心情としては、水害対策を最優先に考えるべき。
- ・鳥インフルエンザへの懸念が大きい。
- ・先進的な夢のある取組も重要だが、進めるにあたっては合意形成等の段階を踏むことが必要ではないか。
- ・タンチョウ定着のためではなく、前段階としての議論の場とすべきではないか。



写真-1 第1回長沼町タンチョウとの共生検討会議



写真-2 第2回長沼町タンチョウとの共生検討会議

4. 第2回長沼町タンチョウとの共生検討会議（平成27年3月9日開催）

喜田宏北海道大学特任教授（人獣共通感染症リサーチセンター統括）をアドバイザーとして迎え、鳥インフルエンザについて講義をいただいた。

その後、今後の進め方やタンチョウとの共生について意見交換が行われ「舞鶴遊水地の治水機能に影響なく環境づくりが可能か」及び「渡り鳥による食害など、農業への影響」について、引き続き、検討を行うことが確認された。主な内容は次のとおりである。

鳥インフルエンザについて

- ・道内では、鶏での発生ではなく、野生のカモ類からも近年発見されていない。
- ・道内でも鶏への感染の可能性はゼロではない。しかし、万が一発生したとしても、家畜保健衛生所では発生に備え訓練を行っており、1羽でも高病原性インフルエンザウイルスに感染した鳥が入り込めば、農場全体殺処分の措置を取るよう法に基づき対処するとともに、養鶏農家にも補償金が支払われ、養鶏を再開している。安心してよい。

今後の進め方について

- ・期待される効果としては、未利用空間の有効活用や維持管理による機能維持、遊水地をフィールドとした環境学習、長沼町の知名度アップ・観光客誘致、安心・安全な農産物のPR・新たなブランド化、人の目による不法投棄の回避等がある。
 - ・渡り鳥はウトナイ湖と宮島沼間にあり、飛来は致し方ない。
 - ・自然な推移に任せるのか、積極的に手を打って呼び込むのか。
 - ・道東地域のように給餌により定着させることは適切では無いのではないか。
 - ・まずは生息環境を整備することにより、グリーン・ツーリズム事業で活用してもらい人の目につくことで、不法投棄も防止できるのでは。
 - ・自然に任せれば、今後は水面よりも湿地が多くを占めるのではないか。
 - ・自然推移で、タンチョウが定住に適した状況に必ず変化するとは限らない。
 - ・治水に影響のない範囲で手を加えることにより、タンチョウが住める環境になり得る。
- 今後、そのための技術的検討や住民理解が必要となってくる。
- ・タンチョウとの共生を望むが、本来の遊水地機能を損なわないのが第一である。
 - ・子供たちの環境教育の場としても期待している。
 - ・遊水地に多くの地元住民が農地を提供しているが、タンチョウとの共生の話題に戸惑う人もいる。地元住民に詳しく説明する機会を持ってもらいたい。
 - ・低いエリアは毎年のように水没が予測されるため、前提条件とする必要がある。
 - ・遊水地は治水機能としての設置を大前提としているため、機能を変えることなくどのように整備できるか検討していかなければならない。
 - ・渡り鳥の飛来による食害に対応できる仕組みが必要ではないか。
 - ・美唄市の食害対策についての話があったが、確認願いたい。
 - ・仮に地域の理解が得られタンチョウが生活できるように整備する場合、治水機能に影響させない環境整備を見極めていけばよいのではないか。

5. 第3回長沼町タンチョウとの共生検討会議（平成27年11月12日開催）

前回までの検討課題となっていた「舞鶴遊水地の治水機能に影響なく環境づくりが可能か」について札幌開発建設部による検討結果の報告及び「渡り鳥による食害など、農業への影響」についての美唄市および鶴居村への聞き取り調査結果の報告とともに、町民アンケートの実施についての検討が行われた。主な内容は次のとおりである。

舞鶴遊水地の治水機能に影響させない範囲でのタンチョウ生息環境構築の可能性

- ・全体として、春～秋のエサ場や営巣地としての環境は良好だが、冬は厳しいということか。
- ・十分な数の水生動物が生息し、最大水深30cm程度、10m四方程度の水面があれば、タンチョウのエサ場となり得ることだが、地元住民の多くは「タンチョウを誘致するために広大な水面を作るのでは」と懸念しており、認識のギャップがあると思う。
- ・現在の水面は約2ha。今後、植生の繁茂に伴い、開放水面は縮小すると考えている。
- ・舞鶴遊水地のすぐ傍に住んでいるが、遊水地ができて以来、春と秋の渡りの季節には夜中に渡り鳥の鳴き声がうるさくて眠れない。夜中じゅうずっと鳴いている。自然に来る物はしかたないが、これ以上舞鶴遊水地に手を加えることによって、渡り鳥を増やさないでほしい。

鳥類による食害および対策の事例報告について

- ・舞鶴遊水地が整備される前からハクチョウ等は、長沼町の農地に飛来していた。
- ・長沼町でもハクチョウ等による麦の食害はある。
- ・春の食害について、秋まき小麦は根こそぎ食べられなければ、追肥することにより例年どおりの収穫量が得られた経験がある。
- ・タンチョウの食害ではなく、渡り鳥の食害への懸念が多く出された。タンチョウとの共生検討とは別問題であると考えることから、他の野生鳥獣による被害への対策も含め、町として対策をとる中で農家の方々の不安が払拭されるのでは、と考える。

鳥類調査について

- ・水鳥の利用形態は、開放水面に影響される部分が大きいと思う。現在、植生への遷移が進んでいることから、札幌開発建設部には、今後もモニタリングを継続してもらいたい。

舞鶴遊水地に関するアンケート調査について

- ・今後、長沼町の広報に折り込み、実施したい。

その他

- ・子ども達が身近に自然に触れるこことできる場としての検討を前向きに進めてほしい。
- ・次回の会議で今後の方針を決定したい。



写真-3 第3回長沼町タンチョウとの共生検討会議

6. まとめ

これまで3回にわたり開催されてきた長沼町タンチョウとの共生検討会議における議論について、以下にまとめる。タンチョウとの共生によるまちづくりを目指すことにより期待されること（メリット）と懸念されること（デメリット）をそれぞれ抽出した。

懸念されること（デメリット）

①舞鶴遊水地の治水機能に影響なくタンチョウ生息のための環境構築が可能か
(今後の見通し)

開放水面には、タンチョウのエサとなる魚介類や底生動物が確認されている。

タンチョウの巣材に適するヨシ及びスゲ類の遊水地内における分布は少ない状況だが、今後分布域が広がる可能性がある。

遊水地内の開放水面や植生変化等についてのモニタリングは札幌開発建設部が行う。

治水機能に影響ない範囲で、必要に応じてエサ場の創出やタンチョウの営巣に資するドライエリアの創出等の実験的取組は可能。

②飛来する鳥類による食害の影響はないのか

(今後の見通し)

遊水地の規模は、タンチョウの生息環境として考えれば1~2つがいが限度であり、タンチョウによる周辺農地等への大規模な食害につながる恐れは小さい。

舞鶴遊水地の整備前から、長沼町内で渡り鳥による食害はあったが、具体的に町による調査への地元からの報告には上がってきていません。今後は被害状況と併せ、報告の内容に応じて対策を検討する必要があると考えられる。

遊水地の竣工直後は、雪解け水を含む広大な開放水面が広がったことにより、多くの渡り鳥が飛来したが、今後、植生の繁茂に伴い、水面の縮小および渡り鳥飛来数の減少が想定される。

③渡り鳥による鳥インフルエンザの発生への懸念

(今後の見通し)

タンチョウ飛来による鳥インフルエンザの危険が増すことは考えられない。

現時点で、道内での鶏の感染は確認されていないが、渡り鳥から鶏への感染は可能性としてゼロではない。仮に、渡り鳥から鶏への感染が起こった場合、日本では法に基づく防疫体制が整備されており、感染拡大を防ぐ目的から、当該農場内の鶏は殺処分となるが、制度上、農家への補償はされており、営業再開も可能である。また、町および関係機関の連携の下、適切な措置をとり、風評被害の防止に努める。

期待されること（メリット）

①農産物のブランド化（環境に配慮した安全・安心な農産物をPR、新たな加工品）
②観光面での活性化（自然観察、グリーン・ツーリズム、インフラツーリズム、景観PR）
③学習の場としての活用（町内外の学校の環境・歴史・文化の学習、研究機関の題材）
④不法投棄の防止（人の目を増やすことによる景観保全の効果）

前述のとおり、懸念されていること（デメリット）に対しては、遊水地の治水機能を維持し、多数のガン・カモ類のねぐらとなり得る開放水面を現状よりも大きく広げないことを前提とした上で、タンチョウの生息のための環境構築は可能であるとの見通しが示されている。

なお、遊水地周辺への渡り鳥の飛来状況等については、遊水地の管理者である札幌開発建設部、住民対応の窓口である町、その他の関係機関による連携の下で、一定期間の継続的調査（モニタリング）が必要と考えられる。また、タンチョウの生息のための環境構築に当たっては、遊水地内でタンチョウの餌となり得る水生動物や巣材となる植物の分布状況等を調査しつつ行うことが原則であり、研究機関や学識経験者などの協力も重要と考えられる。

希少鳥類との共生によるまちづくりについては、国内の先進事例である兵庫県豊岡市におけるコウノトリとの共生の取組、新潟県佐渡市におけるトキとの共生の取組などが参考となると考えられる（次頁参照）。

また、遊水地の利活用において、環境省の施策として推進している「タンチョウ生息地分散行動計画」の取組に資することは、公益性という点からも有力な選択肢の一つと考えられる。

翻って期待されること（メリット）については、可能性として想定される項目は、実現性の有無を問わなければ無限に出てくると思われる一方、国内の先進事例を見ても「できる所からコツコツと」行うのが常識的と考えられる。

言い換れば、具体的な検討を行う際には、地元の懸念に対して配慮するのは当然のこととして、活動主体、地域住民の代表、関係行政機関、学識経験者等の多様な主体が参画する枠組みの中で「何を目標とし、誰が何を担当し、どのように実行に移すのか」について議論を深めた上で「合意形成の得られたものから実行に移す」という手順を踏まえることが前提である。

以上の前提条件を踏まえた上で取り組むことにより「長沼町におけるタンチョウをシンボルとしたタンチョウとの共生によるまちづくり」は可能となる、と考えられる。

【参考事例 1】

兵庫県豊岡市におけるコウノトリとの共生の取組

1) 年表

- 明治中期 狩猟解禁により乱獲。生息地が但馬地域（兵庫県北部）のみとなる。
- 昭和中期（戦中～戦後） 木材伐採による営巣環境悪化、農薬使用による餌環境悪化
- 1971年 野生のコウノトリが豊岡盆地において絶滅
- 1989年 ロシアから寄贈されたペアが人工飼育下で繁殖成功
- 1999年 兵庫県立コウノトリの郷公園が開園
- 2002年 コウノトリ野生復帰推進協議会（国、県、豊岡市、団体ほか）の設立
- 2003年 コウノトリ野生復帰推進計画の策定
コウノトリ野生復帰推進連絡協議会の設立（「～推進協議会」から改組）
- 2005年 試験放鳥の開始
- 2007年 放鳥コウノトリのヒナ誕生・巣立ち

2) 制度・政策

- ・「コウノトリ育む農法」の推進 “おいしいお米とさまざまな生き物を同時に育む”
(無農薬または減農薬（7.5割減）、化学肥料の栽培期間中不使用、
早期湛水、深水管理、中干し延期、冬期湛水 等)
- ・「コウノトリの舞」ブランドの農産物・農産加工品の認定
(県の減農薬・減化学肥料・HACCP認証である「ひょうご安心ブランド」の適用)

3) 環境整備

- ・湿地・ビオトープの設置
(地域住民、NPO、企業と連携し創出)
- ・人工巣塔の設置
(ファンクラブや地元商工会の支援により、高さ約 12.5m の塔を設置)
- ・円山川における自然再生事業
(国交省による湿地の再生、河川と水田・水路との連続性の再生)

4) 普及啓発・地域振興

- ・コウノトリツーリズムの推進
(温泉や城下町観光と併せ、野生復帰活動への貢献やまちづくり体験をプログラムに)
- ・環境教育の推進
- ・コウノトリ基金の運営（ふるさと納税、募金等）

(※以上、豊岡市、兵庫県、国交省、JA但馬ウェブサイトより引用)

【参考事例 2】

新潟県佐渡市におけるトキとの共生の取組

1) 年表

明治時代の乱獲、戦中～戦後の森林伐採、農薬使用により生息数が減少

1967年 旧トキ保護センターを開設

1981年 野生トキ5羽の一斉捕獲

1999年 中国から贈呈されたペアに、人工飼育下でヒナ誕生

2004年 トキ保護増殖計画（環境省）の策定

2008年 試験放鳥の開始

2011年 放鳥トキのヒナ誕生、世界農業遺産の認定

2) 制度・政策

・「朱鷺と暮らす郷づくり認証制度」によるコメ作りの推進（JA 佐渡）

（減農薬・減化学肥料（5割減）、冬期湛水、江（え）・魚道・ビオトープの設置等

年2回の田んぼの生きもの調査 等）

3) 環境整備

・生息環境の整備

（行政、住民、NPO等による餌場復元やビオトープづくり、里山の保全活動）

4) 普及啓発・地域振興

・佐渡市トキ環境整備基金の運用

（寄付金、朱鷺と暮らす郷づくり米の売上的一部分）

・環境教育の推進

（※以上、佐渡市、新潟県、環境省、JA佐渡ウェブサイトより引用）

舞鶴遊水地周辺におけるタンチョウ飛来状況

参考資料3

■ H24.8、H28.3、H28.8 にそれぞれタンチョウが2羽飛来

